

2025年3月
株式会社小田急箱根

一部規則改定のお知らせ

小田急箱根（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改定しますので、お知らせいたします。

記

1 施行日

2025年4月1日(火) 初電より

2 改定する規則

- (1) ICカード乗車券取扱規則
- (2) 障がい者用 ICカード乗車券取扱特約

3 改定内容

新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

改 定	現 行
(前 略) 第3章 運賃 (中 略) (<u>障害者割引</u>) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程<u>または精神障害者旅客運賃割引規程</u>により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 2 前項にかかわらず、当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳<u>または精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限り。）</u>を呈示するものとする。 (以下略)	(前 略) 第3章 運賃 (中 略) (身体障害者割引および知的障害者割引) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 2 前項にかかわらず、当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。 (以下略)

附則
この規則は、2025年4月1日より実施する。

改 定	現 行
第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この特約は、株式会社小田急箱根（以下「当社」という）が、「株式会社小田急箱根ＩＣカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、<u>総称して</u>「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者、または第 1 種知的障害者または第 1 種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 （中 略） 第 2 章 発売 （発売） 第 6 条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、および知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、<u>障害者とその介護者</u>に対して同時に発売する。 （以下略）	第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この特約は、株式会社小田急箱根（以下「当社」という）が、「株式会社小田急箱根ＩＣカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 （中 略） 第 2 章 発売 （発売） 第 6 条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、第 1 種身体障害者とその介護者または第 1 種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。 （以下略）

附則
この規則は、2 0 2 5 年 4 月 1 日より実施する。